

平成 23 年度の基礎年金国庫負担について

標記については、「平成 23 年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 22 日 国家戦略担当・財務・厚生労働大臣合意）において取扱いを定めたところであるが、東日本大震災に対処するために要する費用の財源を確保する等の観点から、以下のとおりとする。

- 法律上、平成 23 年度基礎年金国庫負担割合は 2 分の 1 であることを明記する。
- ただし、平成 23 年度の 2 分の 1 と 36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする。

平成 23 年 4 月 19 日